

「再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ 中間とりまとめ（案）」
に対する意見公募の実施結果について

令和5年2月10日
経済産業省・資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

「再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ 中間とりまとめ（案）」
のとりまとめに向け、以下のとおりパブリックコメントを実施いたしました。御意見の概
要及び御意見に対する考え方は別紙のとおりです。

御協力ありがとうございました。

1. 実施期間等

(1) 意見募集期間

令和4年12月9日（金）～令和5年1月10日（火）

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）ホームページ、経済産業省ホームページの掲載等
により周知を図り、e-Gov、e-mailにより御意見を募集。

2. 提出意見数

36件

※意見提出者の数を示しておりますが、別紙では、1件の意見に複数の意見が含まれ
る場合は、回答のわかりやすさの観点から意見を分割して整理しており、数字が合
いません。

※なお、個別の案件に関する御意見や本件意見募集とは直接関係のない御意見に対
して、考え方は示しませんが、承っております。

3. 提出意見及び提出意見に対する考え方等

別紙のとおり

「再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ 中間とりまとめ（案）」に対する意見公募の実施結果について（別紙）		
番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1. 土地開発前段階		
i. 立地状況等に応じた手続強化		
1	該当箇所：P4（2）関係法令の手続きにおける整合性への対応 21行目 例えば、風力発電事業については 30行目 このため風力発電事業・地熱発電事業については、開発までの 意見内容 21行目 「風力発電事業」を「風力発電事業等」にする 30行目 「風力発電事業・地熱発電事業については、開発までの」を「風力発電事業・地熱発電事業・太陽光発電事業等開発までの」とする。 理由:対象となる電源を風力発電事業、地熱発電事業に限定せず、 その規模の大きさなどから、環境影響評価手続きの対象となる 再生可能エネルギー電源は全て対象とする。	
2	P 4 30行目からP5 2行目 「このため風力発電事業・地熱発電事業については、開発までのリードタイムの長さや、土地の使用権原を証する書類に関するルールを参考に、法又は条例に基づく環境影響評価手続の対象である場合は、今般新たに申請要件とする許認可を、引き続き認定後に取得することを認めることが適切だと考えられる。」について 認定後に許認可を取得する事を認める対象電源を、アセス対象の風力・地熱に限定せず、アセス対象となる全電源種を対象とすべき。 FIT/FIP認定取得後に課せられる運転開始期限に関して、アセス対象の太陽光は、アセスの対象ではない太陽光と比べて長めの運転開始期限が設定されている。アセス対象案件であれば電源を問わず、開発までのリードタイムが長くなるのは同じはずである。	とりまとめ（案）4頁12行から13行までに記載のとおり、認定手続厳格化については、電源毎の実情や関係法令の許認可の手続に配慮しつつ、原則全ての再エネ電源を対象とすることを予定しております。他方で、風力・地熱発電事業については、開発までのリードタイムの長さや、土地の使用権原を証する書類に関するルールなどを参考に、引き続き、条件付認定の厳格な対応において行うこととしております。
3	該当箇所：P4 14行目また、複数の許認可の取得が必要になる場合、各手続きを行う際に、関係する行政機関が一層連携することが求められる。 意見内容：上記に加え、下記文言を追加する。「そして、各行政機関は事業者から求められた許認可審査を迅速に行い、当該許認可がスムーズに履行されるよう努力する」 理由：行政機関の許認可後に、FIT/FIPの認定申請となるので、行政機関は、迅速に審査手続きを行うよう求める。	ご指摘のようなご懸念も踏まえ、とりまとめ（案）4頁14行目から15行目に「各手続きを行う際に、関係する行政機関が一層連携することが求められる。」と記載がございます。引き続き、再エネの適正な導入及び管理に向けた取組を進めてまいります。
4	・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） P3 24行目～ 「関係法令順守が徹底されていないケースの発生も指摘されている。」とありますが、許可権者側にも問題もあるのではと感じます。 許可取得を条件にするのであれば、申請から許可取得までの手続き期間を定めるなどし、許可権者側の責任を明確にし、許可が取得できない事由が許可権者側の場合は、本手続強化から除外するなどの対策が必要と考えます。	
5	・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） P5 9行目 ・意見内容 「FIT/FIP認定から3年以内に許認可を取得し終え」とありますが、各許認可の受理時期が担当者の裁量に委ねられるケースが多く、許認可取得期間長期化しています。本対策を導入するのであれば、許認可の取得手続きとの整合性を同時に取っていただくようお願いいたします。 ・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。） 同じ許認可でも、許認可権者ごとに対応が異なったり、回答が、「〇〇の可能性が高い」、「〇〇の恐れがある」等、表現が曖昧であることが多いため、全国一律で、統一された明確な許可基準の設定を同時にお願いいたします。	法令に基づく手続きについては標準処理期間を定めております。ご意見を踏まえ、引き続き手続きの迅速化に努めるとともに、再エネの適正な導入及び管理のあり方について取組を進めてまいります。

6	[該当箇所] P5 9行目（2）関係法令間の手続における整合性への対応 2.FIT/FIP 認定から3年以内に許認可を取得し終え、届け出なければならない。なお、当該期間内に許認可を取得できなかった場合は、認定を取り消す。 [意見] P4に記載の<再エネ特措法における申請にあたり事前に取得を求める許認可>充足を認定後3年以内に取得するのは風力発電事業の場合、困難な場合が多く思料され、認定取り消しが厳密に適用されると事業化不可能となる事案が続出すると考えるため、「3年以内に許可主塔の見通しが無い場合」などとしていただきたい。 [理由] P4に記載の要件1.森林法における林地開発許可 2.宅地造成等規制法（改正後は宅地造成及び特定盛土等規制法）5の許可 3.砂防三法（砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法）における許可は、環境アセス評価書確定後に本申請用の内容を固めることができ、本申請受付後、半年余、時に1年以上の審査協議期間を要する。適切に設計、協議を行い、順調に進めても認定後3年以内の許可取得が困難な状況が考えられるため、事業化を支援する運用を行っていただきたい。	
7	・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） P4 19行目 ・意見内容 「整合性の観点を踏まえた」とありますが、リードタイムの長いと認識されている風力発電が、FIT/FIP認定から3年以内に許認可を取得し終えることが、整合性が取れていると判断された根拠についてご教示ください。 ・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。） これまで建設済/建設中の複数案件における開発スケジュールと整合性がないため。	
8	・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） P5 9行目 ・意見内容 「FIT/FIP認定から3年以内に許認可を取得し終え」とありますが、国有林使用許可、保安林解除に係る許認可は、協議開始から許可が下りるまでの期間が長期化しております。その場合は、事業者の事由によるものではないため、許認可の迅速化を徹底していただくか、「3年以内に許認可を取得し終え」を「3年以内に協議を開始し」に変更していただくようお願いいたします。 ・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。） 関係法令間の許認可手続きにおける整合性が取れていないため。	とりまとめ（案）中5頁5行から6行までに記載のとおり、今般新たに申請要件とする許認可を、引き続き認定後に取得することを認める場合は、認定後に取得することを認める許認可がいずれも周辺地域の安全性に関わるものであることから、リードタイムの長さ等の事情と、周辺地域の安全性確保という要請などを総合考慮した上で「FIT/FIP 認定から3年以内に許認可を取得し終え、届け出なければならない。なお、当該期間内に許認可を取得できなかった場合は、認定を取り消す。」などの内容の条件を付した認定を行うことを想定しています。今回の手続強化は原則対象としているものであり、地域との共生、周辺地域の安全性確保という重要な考慮要素を踏まえた上での結果であり、原状回復が困難な許認可の取得を求めていることに鑑み、こうした条件を満たすことは不可欠であると考えております。
9	・ P5 9？10行目：2. FIT/FIP 認定から3年以内に許認可を取得し終え、届け出なければならない。なお、当該期間内に許認可を取得できなかった場合は、認定を取り消す。 「3年以内」の根拠の記載が見当たりません、根拠の明示をお願いいたします。 おそらく既存の3年ルールに合わせて期間設定している様に見えますが、現実的に3種類の許認可を土地取得の作業と同時に進めることが可能でしょうか。現状、更に追加の許認可取得を求めるのは現実的では無いのではないかと考えます。 もう少し期間を長く設ける等の現実在即した議論が必要では無いかと思います。 過去の経験からおおよそ、用地取得及び造成計画を完成させ、林地開発許可・保安林隣接地権者同意を取得し、申請・補正・知事許可までに手続きを、3年以内に終わらせることは実務上非常に困難です。実効性のある期限を設けるならば、認定取得後5年という期限の方が理にかなっていると考えます。 さらに、当該規制強化は、開発事業者にとって、次のような大きなリスクを背負うことになる内容に見えます。 i)FIT申請前に、EIA現地調査に着手しなければならない。FIT取得の目途が立たない段階で、多額の出費を必要とするEIA現地調査に着手しなければならないリスクを事業者は負担することとなる。 ii)EIA現地調査を、方法書提出後速やかに実施しなければならない。現地調査の手戻り、やり直しリスクを事業者が負担することとなる。 以上のような対応が必要となると考えますが、その際に事業者が負うリスクについて、どのようにお考えかご教示願います。 加えて、オークション案件では、オークション参加とFIT/FIP確保のために支払わなければならない保証金を考慮すると、すでに莫大な先行費用が事業者にかかっています。オークション案件に3つの許認可の取得を新たに義務付けることは、金銭的なリスクと、オークション前の開発時間の、どちらかの大きなリスクを追加することになります。もし、FIT/FIPが取り消された場合に、オークションの保証金が払い戻されるのであれば、この3つの許認可を伴う制度設計はより理にかなっているかと思われます。 そして、これらの許認可取得までの過程には、地域社会の感情と結びついていることが多いため、それほど単純なものではありません。実際の許認可手続においては、事業者だけの理由による遅延ではなく、地域事情や各許可権者の事情によることもあるため、そのような特殊事情も考慮をお願いいたします。	

10	○該当箇所 （P5 9行目）FIT/FIP認定から3年以内に許認可を取得し終え、届け出なければならない。なお、当該期間内に許認可を取得できなかった場合は、認定を取り消す。 ○意見内容 期限をFIT/FIP認定時点ではなく、環境影響評価完了時点とすべき。 [修正案] 環境影響評価完了時点から3年以内に許認可を取得し終え、届け出なければならない。なお、当該期間内に許認可を取得できなかった場合は、認定を取り消す。 ○理由 ・ 現行のFIT 3 年ルール（FIT認定から3 年以内に用地を取得すること）は、事業者努力により期限内に取得できることから妥当性があったものの、森林法における林地開発許可等は環境影響評価が終了しないと申請できず、環境影響評価は事業者の努力で期間が決まるものではないため、3年の期限を延長したとしても期限を設けることは適切でない。 ・ 仮に認定時に、環境影響評価を前倒しして実施（準備書段階まで実施しておく等）しておくとしても、FIP認定が取得できなかった場合、不要な費用が発生することになり、事業者にとっての開発リスクが増え、再エネ促進の障壁となる。 ・ 一方、再エネの主力電源化を徹底し、最大限の導入を促していくために、許認可取得すること、また取得期限を設けることは、許認可を取得せず工事を行う事業者へのけん制となり、必要と考える。 ・ よって、許認可取得を要件とし、環境影響評価完了時点を起点とした許認可取得期限を設定すべきと考える。	
11	1 該当箇所 ページ5、9～1 0 行目、FITFIP認定から3 年以内に許認可を所得し終え、届け出なければならない。なお、当該期間内に許認可を取得できなかった場合は、認定を取り消す。 2 意見内容 （1）FIT／FIP認定から3 年以内の許可取得を求めていることについて、環境アセスメント法の対象となる風力発電事業については、期限の起点をFIT／FIP認定でなく、アセス準備書の経済産業大臣勧告の発出からにすべきである。 3 理由 （1） ページ4、2 6～2 9 に記載の通り、「環境影響評価手続きが一定程度進行または完了したタイミング、すなわち計画内容が一定程度確定した後に、当該計画の内容を踏まえた関係法令の許認可申請を行うことが各許認可等の趣旨を踏まえて、整合的であり合理的」であり、具体的に計画内容の一定程度の確定とはアセス準備書大臣勧告であると考えてのが妥当である。 （2） 許認可取得前の着工を防ぐための規律強化であるため、許認可を急がせるものではない。また、大臣勧告受領後の必要手続き（大臣勧告に対する対応検討、地元調整、詳細設計、評価書手続き、許認可手続き）を考慮すると、許可所得まで5 年程度要するケースもあるため。 （3） 現在、法アセス対象の風力事業については事業の予見性確保のため、方法書段階での認定申請が認められており、このとき、アセス手続きに要する期間を考慮し、運転開始期限は認定取得から8 年後とされており、仮に期限を超過した際の扱いは、2 0 年間の売電期間の短縮であるが、これに対し、認定取得から3 年以内の林地開発許可取得を求め、かつ遅延した場合の扱いを認定失効とすることは、方法書審査、現地調査/予測評価、準備書作成、準備書審査に要する時間（3～4 年程度）を考慮すると、実質的に認定申請を認めるタイミングを方法書移行に遅らせるという変更になり、過去議論と全く整合しない。 （4） 許認可未取得の工事着手を回避する事が目的であれば、それに皆う手続きを加えることが合理的ではないか。	とりまとめ（案）中5頁5行から6行までに記載のとおり、今般新たに申請要件とする許認可を、引き続き認定後に取得することを認める場合は、認定後に取得することを認める許認可がいずれも周辺地域の安全性に関わるものであることから、リードタイムの長さ等の事情と、周辺地域の安全性確保という要請などを総合考慮した上で「FIT/FIP 認定から3 年以内に許認可を取得し終え、届け出なければならない。なお、当該期間内に許認可を取得できなかった場合は、認定を取り消す。」などの内容の条件を付した認定を行うことを想定しています。今回の手続強化は原則対象としているものであり、地域との共生、周辺地域の安全性確保という重要な考慮要素を踏まえた上での結果であり、原状回復が困難な許認可の取得を求めていることに鑑み、こうした条件を満たすことは不可欠であると考えております。
12	[意見箇所] 5 ページ9-10行目 FIT/FIP 認定から3 年以内に許認可を取得し終え、届け出なければならない。なお、当該期間内に許認可を取得できなかった場合は、認定を取り消す。 [意見内容] 3年以内との許認可取得期限は、風力・地熱発電の開発実態を鑑みて再考すべき。 [理由] 現状のアセス対象案件の許認可取得は、関連法令に関する手引き等（例：林地開発許可申請の手引き、保安林の指定解除事務等マニュアル等）に倣って実施されている。この流れは大まかには、(1)アセス手続の開始（方法書提出）、(2)特措法事業認定申請・取得、(3)土地権原の取得（事業認定取得から3年以内）（(2)(3)の間、並行してアセス手続きを遂行）(4)アセス手続の完了、(5)林発等の許認可申請*（その後許認可取得）となっている。よって、「事業認定から3年以内に関連法令の許認可を取得しなければ認定取消とする。」とした場合、上記(4)(5)に必要な期間が考慮されず、認定取消案件が多数発生するものと考えられる。 * 所管行政機関により、林発等の許認可申請に必要なアセス手続段階は若干異なる。また申請から許認可までの期間も機関によってまちまちである。 もとより、「(3)事業認定から3年以内の土地権限取得」自体が非常に厳しい要件であるため、第6回再エネ規制改革TFで議論されているところである。 したがって、「事業認定から3年以内に関連法令の許認可を取得しなければ認定取消とする。」との措置は、風力・地熱発電の新規開発に著しい影響があると言わざるを得ない。	

13	[意見内容] この再エネ特措法の認定要件の強化について、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」（以下、「再エネ海域利用法」）に基づく公募案件は対象外としていただきたい。 [理由] 再エネ海域利用法に基づく公募案件は基本的に環境影響評価の対象になると考えられ、今回の要件強化に従えば事業者選定から４年以内にP4の7？10行目に記載された許認可を取得しなければならない。承継した系統の連系点によっては自営線の設置に当たって林地開発や盛土が必要となり、事業者選定から４年以内にこれらの許認可を取得するのが困難となる場合が考えられる。事業者選定の段階で事業実現性は確認されていることから、今回の要件強化の対象外とするべき。	
14	・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） P3　7～9行目、P4　13行目 ・意見内容 「この10年間、PVを中心に再エネの導入が促進され、地域の懸念が高まってきている。」とあります。また、エネ庁HPへ寄せられた相談内容もほぼPVを占めております。地域の懸念の原因がPVであるにも関わらず、電源ごとに対応を検討することなく、「立地状況等に応じた手続強化」の対象が、「すべての再エネ電源を対象とする」としているのはなぜでしょうか。 ・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。） 電源種により開発の流れが全く異なるのに、再エネという一括りで対応策を導入することは、地域と共生した再エネの導入にならないと思われるため。	とりまとめ（案）中4頁1行から10行までに記載のとおり、今般認定申請前に取得を求める許認可とは、周辺地域の安全性に特に強く関わり、かつ、一度許認可対象の行為が行われた場合は原状回復が著しく困難であることから、FIT/FIP 認定の申請要件化等の認定手続厳格化を行う必要があると認められるものに限ることを考えております。このように、認定手続厳格化の措置は周辺地域の安全性確保のためであるところ、この要請はすべての電源に共通であるため、原則全ての再エネ電源を対象とすることを想定しております。ただし、同頁12行から13行までに記載のとおり、認定手続厳格化については、電源毎の実情や関係法令の許認可の手続に配慮して詳細な制度設計を行うこととしております。
15	・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） P4　13行目 ・意見内容 「原則全ての再エネ電源を対象とする。」とありますが、①～③にある許認可のこれまでの懸念発生数は、電源ごとに把握されているのでしょうか。把握されている場合は、公表していただきたくお願いいたします。 把握されていない場合、把握された後に電源ごとに対応が必要か個別に検討をするべきではないでしょうか。 ・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。） 対象とされた許認可が選定された背景、規制の必要性などが不明確なため。	
16	・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） P4　7行目～、P5　9行目 ・意見内容 事業の確実性を求める方向は理解しますが、例えば、「①の森林法における林地開発許可」は、環境アセス評価書の確定通知添付が条件とされており、申請前に許可取得（条件付き認定への対応を含む）は、スケジュール的に困難ですので、①は除外して頂きたいとお願いいたします。	とりまとめ(案)中4頁16行から5頁中6行までに記載のとおり、風力発電事業・地熱発電事業については、開発までのリードタイムの長さや、土地の使用権原を証する書類に関するルールを参考に、法又は条例に基づく環境影響評価手続の対象である場合は、今般新たに申請要件とする許認可を、引き続き認定後に取得することを認めることとするなど、環境影響評価手続にも配慮した制度設計を検討しております。
17	・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） P4　7行目～ ・意見内容 許認可取得のスケジュールが、許認可権者の裁量に委ねられている中、事業認定の取得が見通せず、保証金等の支出ができる事業者は限られてしまい、再生可能エネルギーの主力電源化に逆行すると思料します。	とりまとめ中4頁1行から10行までに記載のとおり、今般認定申請前に取得を求める許認可とは、周辺地域の安全性に特に強く関わり、かつ、一度許認可対象の行為が行われた場合は原状回復が著しく困難であることから、FIT/FIP 認定の申請要件化等の認定手続厳格化を行う必要があると認められるものに限ることを考えております。このように、周辺地域の安全性に配慮した適切な再エネを促進するための措置であり、安全確保と再エネの導入拡大を両立する観点が必要であると考えております。
18	1. i.(2) （意見内容） 「環境影響評価手続の完了前に一連の事業に着手した場合（略）認定を取り消す」とされているが、環境影響評価法や環境影響評価条例において、評価書公告前の実施が許容されている行為については、かかる「一連の事業」に該当しないことを明記すべき。 （理由） 関係法令間の手続における整合性を確保する観点からは、環境影響評価法や環境影響評価条例において評価書公告前の実施が許容されている行為については、環境影響評価手続の完了前に当該行為に着手しても、認定取消しとならないことを明記すべき。 具体的には、環境影響評価法第31条第1項では、評価書公告までは対象事業を実施してはならない旨が定められているが、同規定は、環境影響評価の対象となる環境改変行為の実施を禁止する趣旨であり、例えば、試掘調査のためのボーリングや試験盛土等、事前調査の一環として調査に必要な範囲で行われる行為は、評価書の公告前に行っても差支えないと一般的に解釈されている（環境影響評価研究会編集「逐条解説 環境影響評価法」（改訂版）203頁、204頁）との理解である。	ご意見を踏まえ、今後詳細を検討してまいります。

19	1 該当箇所： ページ5、1 1～1 4 行目、また、検討会における提言において、「電気事業法において、工事計画や使用前自己確認結果の届出時に、関係法令の許認可等を行った者による工事等の完了確認を得ているかを確認するなど対応強化について制度的措置も含め検討する」とされており、関係審議会において具体化を進めていく。 2 意見内容： 電気事業法の手続きで直接的な関連性の薄い許認可の完了確認を確認することは合理的でないため不要 3 理由： 通常の再エネ開発においては、林地開発等の許認可については各法令の担当部門と協議を重ねながら手続きを進めていけば、基本的には問題は生じない。電気事業法の工事計画届という他の法令手続きの中で完了確認を確認するという二重手続きを行うのではなく、必要許認可に関する担当部門との協議がなされるように促すことが効果的。ついては、必要許認可に関して関係省庁との協議がなされているかを確認することで、許認可の遵守は担保できる。	例えば林地開発完了確認前（防災施設設置前）に事業を開始しているケース等もあることを踏まえると、今後、新規に再エネ発電設備の工事を行う前に、関係法令の遵守を確認することで対応を強化することは合理的であると考えています。
20	P5 6行目から8行目 「環境影響評価手続の完了前に一連の事業に着手した場合や、環境影響評価手続終了後であっても今般申請要件とする許認可取得前に開発行為に着手した場合は、認定を取り消す。」について 林発等の今般申請要件となる許認可の対象外であって、かつ、アセス評価の対象外の行為については、「一連の事業」に該当しないことを確認したい。	
21	・P5 6？8 行目：1. 環境影響評価手続の完了前に一連の事業に着手した場合や、環境影響評価手続終了後であっても今般申請要件とする許認可取得前に開発行為に着手した場合は、認定を取り消す。 「一連の事業に着手した場合」とは、具体的にどのような事象を指すのか、例示など定義を明確にお願いいたします。	とりまとめ（案）中5頁5行から6行までに記載のとおり、今般新たに申請要件とする許認可を、引き続き認定後に取得することを認める場合は、「①環境影響評価手続の完了前に一連の事業に着手した場合や、環境影響評価手続終了後であっても今般申請要件とする許認可取得前に開発行為に着手した場合は、認定を取り消す。」 「②FIT/FIP 認定から3年以内に許認可を取得し終え、届け出なければならない。なお、当該期間内に許認可を取得できなかった場合は、認定を取り消す。」などの内容の条件を付した条件付き認定を行うことを想定しておりますが、「一連の事業」や「開発行為」の内容は、個別事案に応じて異なり、認定に付す条件の内容やその個別事案の状況に応じて、適切に運用してまいります。
22	5 ページ6-8行目 環境影響評価手続の完了前に一連の事業に着手した場合や、環境影響評価手続終了後であっても今般申請要件とする許認可取得前に開発行為に着手した場合は、認定を取り消す。 [意見内容] 「一連の事業」や「開発行為」との表現には曖昧さが残るため、基準を明確化頂きたい。 この際、「一連の事業」や「開発行為」には、許認可の取得や事業性の判断のために必要な調査（測量、ボーリング、風況観測、埋蔵文化財の試掘等）が含まれないことを確認したい。 [理由] 認定取り消しという強い措置であることから、基準の明確化が必要である。 また、許認可の取得や事業性の判断のために必要な調査は、事業実施に伴う各種影響の予測評価を行う上でも必要不可欠と考える。	
23	意見案 6 [意見箇所] 14ページ13-14行目（図6）説明会に関する要件例 説明内容 事業計画内容の他、関係法令遵守状況及び土地取得状況に関する事項・事業に関する工事概要・関係者・事業の影響と予防措置等などの項目について説明すること。 [意見内容] 1. 環境アセス対象案件に関しては、環境影響評価法に基づく方法書段階における説明会と集約実施しても良いこととしてはどうか。 2. 説明会の要件である土地の取得状況などに関しては、これを要件とはしないで頂きたい。 [理由] 1. 同一事業についての説明会を、根拠法が異なることによって、ほぼ同時期に同内容で複数回実施することは、説明する事業者だけでなく、説明を受ける側の地域にとっても負担であることから、集約しての実施は意義のあることと考える。 2. 土地の取得状況などに関しては、地権者との守秘義務契約の中で、契約の存在そのものの漏洩を禁じることが多く、そうでなくともこれを公にすることで住民間のトラブルを誘発する可能性がある。	1. とりまとめ（案）中13頁の図5に記載のとおり、他法令において別途事業内容に関する説明会がFIT/FIP認定申請前に行われ、再エネ特措法での説明会の要件を充足する場合には、事前周知を要件化しないが努力義務として求めることを想定しております。他法令に基づく説明会が開催されれば機械的に充足されるものではありません。また、説明会を開催すべき時期についても、いただいたご意見も参考にしながら、詳細な制度を検討してまいります。 2. いただいたご意見も参考にしながら、詳細な制度を検討してまいります。
24	1.立地状況に応じた手続き強化P5 6-8 ・意見内容 今般申請要件となる許認可の取得前に認定取得が可能な事業においても、「環境影響評価手続の完了前に一連の事業に着手した場合や、環境影響評価手続終了後であっても今般申請要件とする許認可取得前に開発行為に着手した場合は、認定を取り消す。」とされるが、ここで記載される「一連の事業に着手した場合」や「開発行為に着手した場合は、それぞれ具体的にどのような行為を想定するのか、ご教示いただきたい。	とりまとめ（案）中5頁5行から6行までに記載のとおり、今般新たに申請要件とする許認可を、引き続き認定後に取得することを認める場合は、「①環境影響評価手続の完了前に一連の事業に着手した場合や、環境影響評価手続終了後であっても今般申請要件とする許認可取得前に開発行為に着手した場合は、認定を取り消す。」 「②FIT/FIP 認定から3年以内に許認可を取得し終え、届け出なければならない。なお、当該期間内に許認可を取得できなかった場合は、認定を取り消す。」などの内容の条件を付した条件付き認定を行うことを想定しておりますが、「一連の事業」や「開発行為」の内容は、個別事案に応じて異なることから、とりまとめにおいて具体化することは困難です。認定に付す条件の内容やその個別事案の状況に応じて、適切に運用してまいります。

25	1.立地状況に応じた手続き強化 P3 23-30 ・意見内容 当該手続き強化策は、融資手続きに対しての配慮がなく、具体的な手続きについて整理できていない状況であるため、このままいくと、林地開発許可他対象エリアは、今後、再エネ導入が困難なエリアとなると思料する。条件が整ったものについては、条件緩和策を適用できるなどして弾力的な運用が可能なものとするべきと考えるがいかがか。 ・理由 林地開発申請を提出するときの添付資料に事業計画はもちろん、資金計画および融資証明が必要。融資を得るためには、まずは収益の見通しが立ち、それも確実に将来的に入るというエビデンスを要する。それが設備認定であり、売電収入がこの単価で入るというエビデンスとなる。これがないとレンダーも融資するということにならない。したがって、林地開発申請の前に、設備認定が必要になる。融資証明でなければ、残高証明が必要。資金力のあるところでも、融資なしで行うところは、あまりないと思われる。小規模のところでは、持ち出しで行えるところもあるかもしれないが、それは一般的ではないと思料する。ソーラーの大規模なところは、かなり制限され、同様に陸上風力もかなり制約を受けると考えている。	今般の手続き強化については、金融機関のヒアリングや有識者の議論を踏まえて具体化したものです。いただいたご意見も参考にしながら、引き続き金融実務の実態も考慮しつつ運用してまいります。
2. 土地開発後～運転開始後・運転中段階		
	i. 違反状況の未然防止・早期解消措置の新設	
26	FIT/FIP施設に対して積立命令が発電者に対して発せられた際、速やかに事実公表または買取者へ通知いただけるよう詳細制度ルール作りをお願いします。 発電所が当該命令を受けた事実について買取義務者（現在は一般送配電事業者。FIT法改正前は小売電気事業者）が知らないまま、FIT価格で発電所に電力料金を支払ってしまい、買取義務者がFIT交付金を受けられないままとなる可能性が危惧されます。 FIPについても幅広いスキームが検討可能となっている中、広く周知・公表することで健全な取引のための情報公開になるものと思料します。 つきましては上記の通り、当該情報の公開・周知についてルール化をお願いします。	ご意見を踏まえ、買取義務者をはじめとする関係者と調整しつつ詳細な制度を検討してまいります。
27	・P6 6？8行目：行政手続法第13条第2項第4号の適用により、行政手続法における聴聞・弁明の機会の付与も不要であり、迅速な措置の発動が可能となる。 帰責性の検証・個々の事業の事情を勘案すべき。おしなべて適用すべきではないと考えます。	積立命令に対してはその性質上、行政手続法第13条第2項第4号が一律に適用される予定です。なお、個別事案の事情の斟酌については、現行制度下においても、違反があった場合に指導助言・改善命令・認定取消しのいずれを行うかについての検討において行っているところです。本措置が追加された場合においても、こうした運用に変更はないものと考えております。
28	・違反状況の未然防止・早期解消措置の新設について 本措置が発動された場合、留保されるのは交付金に限られるとは言え、プロジェクトのキャッシュフローへの影響が大きいに鑑みると、本措置の運用には慎重さと透明性が求められるべきだと考える。例えば、法令違反の態様にも様々なものが考えられ、その軽重や事業者の帰責性の有無も千差万別であるのが通常であるから、違反の認定においてどのような事情が斟酌され、何が決め手となって違反という結論が導かれたのかが事業者に明確とならなければならないし、そういった透明性や合理性が確保できない場合については本措置の発動は控えられて然るべきである。	対象となる違反は、認定取消事由とする予定となっており、認定取消事由と同程度に明確となるものと考えております。また、違反状況の未然防止・早期解消措置を行う場合は、行政手続法第14条第1項の規定に従い、その理由（認定した違反事由）を明確にすることを想定しております。どのような事案に対して処分を行うべきかについては、再エネ特措法上のその他の処分との関係も考慮し、適切に運用してまいります。
29	意見案3 [意見箇所] 6ページ13-24行目 i. 違反状況の未然防止・早期解消措置の新設 こうした点も踏まえ、認定事業者に対して、違反の未然防止・早期解消を促す仕組みとして、認定計画に違反した場合、FIT/FIP交付金を留保するための積立命令に基づく積立義務を新たに課すこととし、違反状態の間は、FIT/FIP交付金の留保を継続することとする。また、違反状態の早期解消インセンティブを持たせるため、違反の解消又は適正な廃棄等が確認された場合は、留保された交付金を取り戻せることとするべきである。なお、積立命令は金銭処分であるため、認定取消し等とは異なり、行政手続法第13条第2項第4号の適用により、行政手続法における聴聞・弁明の機会の付与も不要であり、迅速な措置の発動が可能となる。（図1）また、認定取消しをした際には、認定取消しに加えて、例えば、違反時点から、認定が取り消された時点までのFIT/FIP交付金の返還を求めていることが適切である。（図1） [意見内容] 認定計画違反と判断する基準を例示も含めてできる限り明確化して頂きたい。 違反状態の認定における誤認・誤解等の回避のため、積立命令の発令に先立ち、違反状態の解消に向けた指導助言を確実に実施する運用として頂きたい。 [理由] 事業計画や法令等の文章の解釈には多少なりとも曖昧さが存在し、「違反」の判定には一律の基準が適用しづらい点があるため、所管行政部局や担当官によって異なる見解や指示が出される事案が少なからず認められるところ、違反の判定については公平性・平等性ととともに透明性が求められてしかるべきと考える。 交付金留保（積立命令）は、発電事業者の借入金返済に支障が生じる等、事業者の破綻に繋がる可能性のある非常に強力な措置である。したがって、中間とりまとめ(案)6ページ11-12行目にある通り、留保措置の発動に際しては「指導等を踏まえても、一定期間内に改善が見られない場合」において積立命令の発令が可能となるように制度設計すべきである。	対象となる違反は、認定取消事由とする予定となっており、認定取消事由と同程度に明確となるものと考えております。また、違反状況の未然防止・早期解消措置を行う場合は、行政手続法第14条第1項の規定に従い、その理由（認定した違反事由）を明確にすることを想定しております。どのような事案に対して処分を行うべきかについては、再エネ特措法上のその他の処分との関係も考慮し、適切に運用してまいります。

3. 運転中～適正廃棄段階		
	i. 太陽電池出力増加時の現行ルール見直し	
30	3. 運転中-適性廃棄段階 1.太陽電池出力増加時の現行ルール見直し P9 12-27 ・意見内容 パネル増設においては、追加部分は十分低い価格を適用して既設部分との加重平均をFIT適用価格にすることであれば、実質単価が低減することになり、あまり効果的ではない。制度的に対応を求めたいのは、不具合等の理由でのパネル交換の際の対応で、現状3%未満3kW未満でも申請が必要となっており、事前のやりとりでも相当な時間がかかり、許可が下りるのは書類が通ってから最低3ヶ月ほどで、時間が非常にかかる。現状、取り替えられないまま効率が悪くなっている。申請手続きの負荷を軽くして頂きたい。	ご意見を踏まえ、引き続き手続きの迅速化に努めるとともに、再エネの適正な導入及び管理のあり方について取組を進めてまいります。
31	3. 運転中-適性廃棄段階 1.太陽電池出力増加時の現行ルール見直し P9 12-27 ・意見内容 パネル増設においては、追加部分は十分低い価格を適用して既設部分との加重平均をFIT適用価格にすることであれば、実質単価が低減することになり、あまり効果的ではない。制度的に対応を求めたいのは、不具合等の理由でのパネル交換の際の対応で、現状3%未満3kW未満でも申請が必要となっており、事前のやりとりでも相当な時間がかかり、許可が下りるのは書類が通ってから最低3ヶ月ほどで、時間が非常にかかる。現状、取り替えられないまま効率が悪くなっている。申請手続きの負荷を軽くして頂きたい。	
32	・該当箇所：3. 運転中？適正廃棄段階 一. 太陽電池出力増加時の現行ルール見直し ・意見内容：増設分のみを最新FIT調達価格にして、既設分のFIT調達価格と加重平均した価格をその発電所の新たなFIT調達価格とすることは大いに賛成です。 （1）太陽電池容量が3kWかつ3%以内の増設であれば、これまで通りFIT価格は変更なし、 （2）太陽電池容量が3kWもしくは3%を超える増設であれば、FIT価格を既設分と増設分で加重平均（加重平均後のFIT価格は小数第2位を四捨五入）というルールにしていきたいです。 また、電気事業法改正（2023/3/20施行）により「太陽電池10kW以上の取替え、かつ5%以上の出力変更」および「発電出力10kW以上の増設」が使用前自己確認の対象となりますが、増設をスムーズに進めるためにも使用前自己確認の届出等の手続きをなるべく簡略化していただきたいです。 （特にほとんど事故が起っていない屋根設置） ・理由：（修理対応等のやむを得ない出力の微増等の）FIT変更申請・受付対応業務の逼迫や発電事業者の混乱を避けるため	ご意見を踏まえ、太陽電池出力の3kWかつ3%以内の増設の場合は現行の運用を適用する方向で検討を行っております。 また、手続きに関するご意見も踏まえ、引き続き再エネの適正な導入及び管理のあり方について取組を進めてまいります。
33	運転中から適性廃棄段階 太陽電池出力増加時の現行ルール見直し 増設分のみを最新の調達価格又は基準価格にして、既設分の調達価格又は基準価格と加重平均した価格をその発電所の新たな調達価格又は基準価格とする案で特に問題はありません。ただし、修理対応等のやむを得ない出力の微増等の調達価格又は基準価格変更申請及び受付対応業務の逼迫や発電事業者の混乱を避けるため、太陽電池容量が3kWかつ3%以内の増設であれば、これまで通り調達価格又は基準価格は変更なし、又は太陽電池容量が3kWもしくは3%を超える増設であれば、調達価格又は基準価格を既設分と増設分で加重平均というルールにしていきたい。 また、2023年3月20日施行の電気事業法改正により、太陽電池10kW以上の取替えかつ5%以上の出力変更、および発電出力10kW以上の増設が使用前自己確認の対象となりますが、特にほとんど事故が起っていない屋根設置において、増設をスムーズに進めるためにも使用前自己確認の届出等の手続きをなるべく簡略化していただきたい。	ご意見を踏まえ、太陽電池出力の3kWかつ3%以内の増設の場合は現行の運用を適用する方向で検討を行っております。 また、手続きに関するご意見も踏まえ、引き続き再エネの適正な導入及び管理のあり方について取組を進めてまいります。
34	・太陽電池出力増加時の現行ルール見直しについて 特に、すでに過積載となっている案件については、見直し後のルール化で太陽電池出力を増加させた場合に経済的なメリットを得ることは難しい。国民負担の増大という観点から、増出力相当分について十分に低い価格を適用するという基本的なコンセプトには賛成であるが、過積載は系統の増強が必要なく既存の土地・設備の有効活用につながることに加え、系統安定化にも資するものであることを考えると、適用される価格はもう少し事業者にとって経済的なメリットを享受できるものであってよいのではないかと考える。	太陽電池の出力増加に関するルール変更については、既存再エネ等の有効活用を促進するものである一方で、国民負担の増大の懸念があることから、認定出力のうち当初設備相当分は価格維持することとし、増出力分相当は十分に低い価格を適用することとしています。

	ii. 大量廃棄に向けた計画的対応	
35	脱炭素社会に向けて持続的な再生可能エネルギー実現のために、不適格な事業者への事業規律強化に向けた取組みとして、非常に良い政策だと思います。実効性があり、かつ社会に受容される仕組み作りに期待します。 『ii. 大量廃棄に向けた計画的対応』に関して、今後の政策について以下3点を提案いたします。 1. 廃棄費用の精査 廃棄等費用積立制度が始まったことで、将来の撤去・廃棄に要する費用が一定程度賄えることが担保できました。一方で発電所それぞれの状況や処理にかかる実際の費用、そもそもの積立水準と必要額の乖離も懸念されます。 ※参考URL https://www.pv-recycle.com/2022/06/30/market-size-and-issues-from-perspective-of-disposal-cost/ 廃棄費用を積立からといって将来心配が無い訳ではなく、実情に応じた廃棄費用の精査と事業者への周知など、将来に遺恨を残さないような取組みをお願いいたします。 ※満額年金を積立てても、月7万円では生活できないのと同じ話です。 2. 太陽光パネルリサイクルの政策に関しての効率性 太陽光パネルリサイクルに関しては、ずいぶん昔から政策補助や技術開発が進められてきました。一方で省庁間、国や地方、各種研究機関との間で政策の重複や無駄なども散見されます。 ※参考URL https://www.pv-recycle.com/2022/11/30/overview-of-policies-and-technological-developments-related-to-pv-recycling/ 技術開発においても、必ずしもNEDOの成果が結びついている訳ではないとも思われます。 ※参考URL https://www.pv-recycle.com/2022/01/29/trends-in-pv-recycling-technologies-as-seen-in-domestic-patent-applications/ 税金を投入する上での費用対効果や産業育成の視点も含め、資源循環・環境保全だけでなく日本の競争力につながる政策に期待します。 3. 今後の議論における関連事業者へのヒアリング等 今後太陽電池モジュールの含有物質のDB化やリサイクル等に関わる事業者などの実態把握の重要性が指摘されていました。今回のWGの議論においても、JPEAなどの関連団体のヒアリングが実施されていました。 一方で太陽光パネルなどの機器類は、殆どが輸入品となっており、既に国内でシェアが少ない業界団体の声ばかり聴くことに、どの程度の意義があるのか検討願います。 パネルメーカーである中国企業、排出者責任を有する発電事業者、実際に太陽光パネルリサイクルに取組んでいる企業（どの検討会でも、同じ処理業者しか出てきません）など、本当の意味で実際に事業に携わっている企業・団体の意見や取組みに基づく政策立案を期待します。	1.について開始された積立制度を適切に運用していくとともに、いただいたご意見について今後の執務の参考とさせていただきます。 2. 3 について いただいたご意見も参考にしながら、使用済太陽光パネルの適正な廃棄・リサイクルのための施策を検討してまいります。
36	大量廃棄に向けた計画的対応 太陽光パネルの含有物質等の情報提供の有り方 廃棄物データシート等のデータベース化は賛成。ただし短期間でこれまでに製造された太陽電池パネル全機種を掲載するのは難しいので、太陽光発電協会代行申請センター登録されている又はされる予定の現行機種、新機種、旧型機種の3段階位のステップに分けていただきたい。 新機種については、太陽光発電協会代行申請センターのパネルリスト登録時に廃棄物データシートを必須化したら良いのではないのでしょうか。	
37	・該当箇所：3. 運転中？適性廃棄段階 二. 大量廃棄に向けた計画的対応 ・意見内容：廃棄物データシート等のデータベース化は賛成ですが、 JP?AC登録されている（又は登録される予定の）（1）現行機種 （2）新機種 （3）旧型機種 の3段階位のステップに分けていただきたいです。 また、（2）新機種については、JP-ACのパネルリスト登録時に廃棄物データシートを必須化したら良いのではないのでしょうか。 ・理由：短期間でこれまでに製造された太陽電池パネル全機種を掲載するのは難しいため	パネルの含有物質等の情報提供に当たって、その時期・内容・対象等については今後詳細を検討することとなっております。いただいたご意見も参考にしながら、環境省とも連携しつつ詳細な制度を検討してまいります。

4. 横断的事項		
	i.地域とのコミュニケーション要件化	
38	該当箇所P12 4.横断的事項 地域とのコミュニケーション要件化27行目 こうした点を踏まえると、FIT/FIP制度では、一定規模以上の発電設備の場合に、説明会開催を含む周辺地域への事前周知を認定申請要件として国が一律求めることとし、事前周知が無い場合は、FIT/FIPの認定を認めないことが適切と考えられる。意見内容上記に加え「自治体は、事業者から地域住民に対する説明会開催などの申入れ、相談等があれば、積極的に協力することとする」を追記する。理由事業者による地域とのコミュニケーション強化には、当該自治体の協力が不可欠であるから。☒	とりまとめ（案）中12頁13行から16行までに記載のとおり、地域の実情や事業の特性によって、適切な周知・コミュニケーション方法は異なり、一部の自治体において条例等で実情に応じて追加的な対応を行っており、一律に自治体関与を求めるのではなく、引き続き自治体における裁量を尊重することも重要であることから、ご指摘の点はとりまとめに記載しないこととしております。
39	4. 横断的事項 1 地域とのコミュニケーション要件化 P12 27-29 ・意見内容 開発時の説明会の実施方法については地域特性を配慮すべきで、説明会を一律に義務化するのは反対。例えば「説明会開催等による事前周知」を一律に求めるのではなく、「事業計画内容等一定の項目を掲載した標識の事前設置や事業者 HP やビラに掲載」といった手段も認められるようにするべきと思料するがいかがか。	とりまとめ（案）中12頁24行から26行までに記載のとおり、様々な考慮要素を踏まえて、周辺地域や周辺環境へ影響を及ぼす可能性が高い事業については厳格な手続を求める一方で、その可能性が低い事業については柔軟な手続を求めることを想定しており、事前周知の方法は、説明会の開催に限定しない想定です。「柔軟な手続」の具体的内容については、いただいたご意見も参考にしながら、詳細な制度を検討してまいります。
40	P14 13行目から14行目 （図6）説明会に関する要件例 「事業計画内容の他、関係法令遵守状況及び土地取得状況に関する事項・事業に関する工事概要・関係者・事業の影響と予防措置等などの項目について説明すること。」について 説明会に関する要件例として例示されている説明内容に関して、アセスの方法書段階では、事業計画や工事概要、関係者等が必ずしも確定しておらず、事業実施の影響を調べる前の段階である。また関係法令許可取得前の段階でもあることから、記載されている説明会要件を満たすことができない。 そのため、FIT/FIPの認定に係る書類補正期間内に、方法書に基づく説明会の実施を以て、FIT/FIP認定の要件を満たす運用としていただきたい。	ご意見を踏まえ、詳細な制度を検討してまいります。
41	・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） P15 12行目～ ・意見内容 事業譲渡の変更認定の際の説明会等の開催の義務付けは、秘密保持など企業活動に影響があり、不適切と考えますので削除頂きたくお願いいたします。 義務付けるとすれば、説明会対象の範囲を「地権者や事業範囲内の自治体」等に限定するようお願いいたします。 ・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。） 地元とのコミュニケーションという観点では、アセス法に基づく配慮書、方法書、準備書の説明会、工事前にも説明会で十分コミュニケーションは足りており、アセス対象外の太陽光が多いことが起因していると思われます。 譲渡対象事業が、法令違反などしているのであれば、別の対応で対策すべきと考えます。	
42	・P12 地域とのコミュニケーション要件化 影響を受ける「地域」、「住民」の定義が不明確であるため、地域に応じた柔軟な対処をお願いいたします。	
43	・P14 13？14行目：（図6）説明会に関する要件例 住民説明会の説明内容について「土地取得状況に関する事項」があるが、住民から用地計画詳細の開示を求められないようお願いいたします。計画中かつ未取得の用地を開示することはコンプライアンスに反する団体・個人に対し当該計画用地の先行取得機会を与えることになり、コンプライアンスに沿った再エネ事業推進の妨げになるためです。	ご意見を踏まえ、詳細な制度を検討してまいります。
44	意見案4 [意見箇所] "12ページ27-29行目 こうした点を踏まえると、FIT/FIP制度では、一定規模以上の発電設備の場合に、説明会開催を含む周辺地域への事前周知を認定申請要件として国が一律求めることとし、事前周知がない場合は、FIT/FIPの認定を認めないことが適切だと考えられる。" [意見内容] 説明会開催義務における「周辺地域」の範囲を明確化して頂きたい。 [理由] 中間とりまとめ案においては事業者の説明会の開催義務が課される「周辺地域」の範囲が曖昧であるため、一定の例示をいただきたい。なお「周辺地域」の範囲明確化は自治体にとっても事業者に対しての案内が明瞭になるといった効果も期待できるものと考えられる。	

45	・該当箇所 4．横断的事項 1　地域とのコミュニケーション要件化　P12　18-26 ・意見内容 国として、再生可能エネルギーが地域共生を図りながら最大限導入されることを促していくために、事業者に対して説明会を一律義務化することを国が求めるのではなく、国が、事業者や自治体に向けて、例えば一定のマニュアルなどを発信して、事業者と地域住民が共生できるようサポートする方向を追求するほうが望ましいのではないかと思料するがいかがか。	とりまとめ（案）中11頁27行から12頁5行までに記載のとおり、既に事業計画策定ガイドラインにおいて、事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めることや、地域住民とのコミュニケーション方法につき自治体と相談した上で、説明会を開催するなど事業について地域住民の理解を得られるように努めることを定めているところ、引き続き自治体や住民の方々から、地元理解への懸念（説明会の開催や住民への説明等の対話が不十分）などの声が寄せられているため、追加的に、地域とのコミュニケーション要件化を措置することを想定しております。
46	4．横断的事項 1　地域とのコミュニケーション要件化　P13　7 ・意見内容 （対象の範囲に向けた検討の視点）「電源の規模」のところで、「例えば 50kW 以上の高圧の電源は、周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性がより高い。」と記載されているが、これは具体的に何を指しているのかご教示願いたい。	とりまとめ（案）中12頁24行から26行までに記載のとおり、様々な考慮要素を踏まえて、周辺地域や周辺環境へ影響を及ぼす可能性が高い事業については厳格な手続を求める一方で、その可能性が低い事業については柔軟な手続を求めることを想定しており、その考慮要素の一つとして、電源の規模を想定しております。すなわち、一般的典型的に規模の大きい電源は、小さい電源と比較して周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いことを、50kW以上の高圧の電源という一つの数値を例に、示しております。
47	○該当箇所 （P.15 35行目）例えば説明会開催等による事前周知を変更認定申請要件化した上で、追加的な説明項目の検討も必要である。 ○意見内容 事前周知方法は、「説明会開催や公告等による事前周知」とすべきと考える。 ○理由 周辺地域への周知徹底による地元理解促進という主旨に鑑みると、周知方法を説明会に限定するのではなく、公告なども含め選択できるようにした方が良いと考える。	とりまとめ（案）中12頁24-26行目に記載のとおり、様々な考慮要素を踏まえて、周辺地域や周辺環境へ影響を及ぼす可能性が高い事業については厳格な手続を求める一方で、その可能性が低い事業については柔軟な手続を求めることを想定しており、事前周知の方法は、説明会に限定しない想定です。「柔軟な手続」の具体的な内容については、いただいたご意見も参考にしながら、詳細な制度を検討してまいります。
48	○該当箇所 （P.15 35行目）例えば説明会開催等による事前周知を変更認定申請要件化した上で、追加的な説明項目の検討も必要である。 ○質問内容 記載内容は、設備容量の全てを事業譲渡する場合の規制（設備容量の一部を譲渡する場合は規制対象外）という理解でよいか。	事業譲渡の際の手続強化については、設備容量の多寡ではなく、認定事業者又はその実質的支配者の変更を念頭に置いて検討を進めております。
49	横断的事項 地域とのコミュニケーション要件化 50kW以上における要件化自体はやむを得ないと考えるが、野立ての地上設置限定とし、屋根設置においては周辺地域及び住民に与える影響はほとんど無いので要件免除としていただきたい。 また、地上設置においても発電事業者の、建物がある敷地内に設置する場合は同様に要件免除としていただきたい。	とりまとめ（案）中13頁1行から4行までに記載のとおり、例えば屋根設置太陽光は、原則として安全上の影響が及び得る範囲は当該屋根の建物を使用する者に限定されと考えられ、野立て太陽光と比べて、周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が低いことから、大規模電源であっても、屋根設置の事業については例外として事前周知を要件化しないが努力義務として求めるなど、設置形態に応じた考慮をすることを想定しております。
50	・該当箇所：4．横断的事項　一．地域とのコミュニケーション要件化 ・意見内容：50kW以上における要件化自体は仕方ないと思いますが、地上設置（野立て）限定とし、屋根設置においては要件免除としていただきたいです。 また、地上設置においても発電事業者の「建物がある敷地内」に設置する場合は同様に要件免除としていただきたいです。 ・理由：屋根設置、および地上設置（発電事業者の建物がある敷地内限定）においては周辺地域・住民に与える影響はほとんど無いため	また、屋根設置太陽光の場合と比較しながら、いただいたご意見も参考に、制度設計の詳細を検討してまいります。
51	意見案 5 [意見箇所] 13ページ7-9行目および14ページ1-2行目(図5) 例えば50kW以上の高圧の電源は、周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性がより高い。ただし、小規模の電源であっても、複数の電源が至近距離内に集合する場合は、周辺地域や周辺環境へ及ぼし得る影響の程度を一体的に検討する必要がある。 複数案件を一体として評価すべき場合※同一事業者が同一市町村内で複数の事業を行い、その合計が50kW以上になる場合等 [意見内容] 「小規模の電源であって、複数電源が至近距離内に集合」という事象について、どのような事象であるかを明確化して頂きたい。 この際、図5中に記載の「同一市町村内」はあくまでイメージであり、実際の評価は画一的になされるものではなく、個別具体の状況を勘案して総合的に判断されるものであることを確認したい。 [理由] 該当箇所のただし書によって説明会開催義務の対象となる事案は、主に「低圧の分割案件（同一の事業地における大規模な発電設備を不適切に小規模な発電設備に分割したもの）」を意図したものと推察する。 しかしながら、同一市町村内を条件とした場合、市町村の境界付近に集合していて複数市町村に分散した事業が対象とならなかったり、同一市町村内であっても至近距離内に集合していない事業が対象となったりする可能性があることから、必ずしも適切な条件ではないと思料する。	とりまとめ（案）中13頁の図5に記載のとおり、小規模電源であっても、複数案件を一体として評価すべき場合は、説明会開催を求めることを想定しております。ご指摘のとおり、「同一事業者が同一市町村内で複数の事業を行い、その合計が50kW以上になる場合等」は、こうした一体的評価の対象となる場合の一事例として考えられるものであり、こういった基準に照らして一体性を評価するかについては、基準の合理性、客観的判断の可能性等を加味し、いただいたご意見も踏まえて、今後検討してまいります。

52	意見案 6 [意見箇所] 14ページ13-14行目（図 6）説明会に関する要件例 説明内容 事業計画内容の他、関係法令遵守状況及び土地取得状況に関する事項・事業に関する工事概要・関係者・事業の影響と予防措置等などの項目について説明すること。 [意見内容] 1．環境アセス対象案件に関しては、環境影響評価法に基づく方法書段階における説明会と集約実施しても良いこととしてはどうか。 2．説明会の要件である土地の取得状況などに関しては、これを要件とはしないで頂きたい。 [理由] 1．同一事業についての説明会を、根拠法が異なることによって、ほぼ同時期に同内容で複数回実施することは、説明する事業者だけでなく、説明を受ける側の地域にとっても負担であることから、集約しての実施は意義のあることと考える。 2．土地の取得状況などに関しては、地権者との守秘義務契約の中で、契約の存在そのものの漏洩を禁じることが多く、そうでなくともこれを公にすることで住民間のトラブルを誘発する可能性がある。	1．とりまとめ（案）中13頁の図 5 に記載のとおり、他法令において別途事業内容に関する説明会がFIT/FIP認定申請前に行われ、再エネ特措法での説明会の要件を充足する場合においては、事前周知を要件化しないが努力義務として求めることを想定しております。他法令に基づく説明会が開催されれば機械的に充足されるものではありません。また、説明会を開催すべき時期についても、いただいたご意見も参考にしながら、詳細な制度を検討してまいります。 2．いただいたご意見も参考にしながら、詳細な制度を検討してまいります。
ii. 事業譲渡の際の手続強化		
53	意見案 7 [意見箇所] 15ページ10-11行目 このため、事業譲渡の変更認定にあたって、関係法令に違反しているなど認定基準に違反している案件については、変更認定を認めないとするなど、厳格な対応を行う必要がある。 [意見内容] 事業譲渡時点において関係法令等に違反していた場合であっても、譲渡を受けた者が違反を適切に解消した場合には、事業譲渡の変更認定が認められるものと理解して良いか。 [理由] 中間とりまとめ(案)では、15ページ33行目において「事業譲渡自体の禁止ではなく、適切な事業譲渡を促す制度設計を検討するべき。」としている。違反状態で譲渡された事業について、もし、いかなる場合においても該当する事業の事業譲渡の変更認定が認められなくなれば、違反状態の解消意欲や能力に乏しい認定事業者が所有する発電設備は譲渡されず、違反状態の解消が見込めない事態に陥ってしまい、それまで賦課金を投入した設備は発電できない状態で放置されてしまうこととなり得る。このため、事業譲渡時に関係法令等に違反していた場合であっても、譲渡を受けた者に違反を適切に解消させた上で、事業譲渡の変更認定をすることが、既設再エネ発電設備の有効活用・運転長期化の観点から公益にかなうものとする。	認定基準に違反している場合は、認定取消し事由に該当するため、再エネ特措法においては、改善命令等の処分によって当該認定事業者の自主的な改善を求めていくことが原則的な考え方となります。 なお、ご指摘のように「違反が解消される等」とした場合には、違反が解消されない場合も含まれうるため、厳格な対応ではなくなってしまうものと考えております。
54	1 該当箇所： P 1 6、1 1 行目、実質的支配者の変更の規制態様についてはさらなる検討が必要である。 2 意見内容： ファイナンスの妨げにならないよう金融機関他の意見も踏まえて議論継続して欲しい。 3 理由： 株式譲渡への過度な要件設定は、ファイナンス組成の障害になりうる懸念があるため。	今般の手続き強化については、金融機関のヒアリングや有識者からのご意見も踏まえて取りまとめたものになります。いただいたご意見も参考にしながら、引き続き金融実務の実態も考慮しつつ運用してまいります。
55	・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） P15 12行目～ ・意見内容 事業譲渡の際に必要となる「周辺地域への周知」の「周辺地域」の対象範囲を具体的にご教示ください。	
56	・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） P15 12行目～ ・意見内容 事業譲渡の際の説明会開催を義務付けるのであれば、例外規定の設定をお願いします。 例えば、過半数のシェアを持つ子会社など事業主体の変更のないケースでは、説明会の開催は不要であることは明らかです。	
57	4．横断的事項 2 事業譲渡の際の手続き強化 P16 7-11 ・意見内容 その変更前の開示を上場企業又は上場企業の子会社が行う場合は、当該開示内容が金融商品取引法166条にある「重要事実」（インサイダー情報）に該当する可能性がある。「説明会開催等による事前周知」を行った場合、説明会の性質上、当該開示内容を知った者全員に当該開示内容に関する守秘義務を課すことや当該開示内容に基づく有価証券等に係る売買等を行わないことを誓約させることは事実上困難であり、「説明会開催等による事前周知」の一律の実施を上場企業や上場企業の子会社を含めて義務化することは、金融商品取引法や関連規則との関係で、問題があると史料されるがいかかが。	

58	4. ii. (2) (意見内容) どのような場合が「実質的支配者の変更」に当たるのか、いくつかの典型的な事例における適用の有無を示すなど、解釈の指針をガイドライン等で明らかにして頂きたい。 (理由) 「実質的支配者」は、明確な定義がなく、同様又は類似の用語も法令によって当該法令の趣旨や目的を踏まえた様々な定義・解釈がなされているため、その範囲は不明確であり、保守的運用がなされた場合には規制対象が極めて広範に及び、再エネ事業の円滑な運営・発展の支障となる懸念がある。他方で、再エネ発電事業には様々な形態があるため、一律・一義的な基準を設けることは、實際上難しいし、仮に設けたとしてもその適用が適当ではない場合（規制されるべきものが潜脱されたり、逆に規制すべきではないものが規制されたりするおそれがある）もありうる。したがって、上記意見内容を提案するものである。	
59	・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） P15 12行目～ ・意見内容 事業譲渡以外の事由による変更認定は、周辺地域への周知は不要と理解しておりますが、事業譲渡の変更認定だけ周辺地域への周知が事前に必要である理由をご教示ください。	とりまとめ（案）中15頁18行から25行までに記載のとおり、事業譲渡時には、周辺地域への説明が徹底されない場合、譲渡前の運用が譲渡後も引き継がれるかどうか分からない点や、そもそも運営主体が分からない点で周辺地域にとっての不安要素となり、トラブルの原因となり得るため、新規認定時と同様に、地域とのコミュニケーションを要件化することを考えております。また、実質的支配者の変更など事業譲渡以外の場合においても、一定の要件を満たす場合は同様の規制を適用する必要だと考えられ、こういった場合についても、地域とのコミュニケーションを要件化することが考えられます。
60	4. 横断的事項 2 事業譲渡の際の手続き強化 P15 10-16 ・意見内容 事業者には営業の自由および財産権が保障されており、かつ、事業主体の変更は新規認定の取得時と異なり発電所が既に立地していることから、新規認定時と比較して、地域とのトラブルが発生する可能性が一般に低いと考えられるため、やみくもに一律に規制を設けるべきではないと思考するがいかがか。	とりまとめ（案）中14頁8行から22行までに記載のとおり、事業譲渡のように事業者が交代する場面においては、新規で事業を開始する場合と同様に地域とのコミュニケーション不足によりトラブルが発生する事案も生じやすいとの指摘があり、事業譲渡の場面においても手続強化が必要であると考えております。また、とりまとめ（案）中15頁13行から15行までに記載のとおり、事業者には営業の自由及び財産権が保障されていることから、規制態様としては、事業譲渡の一律規制等ではなく、事業譲渡による変更認定申請段階における手続厳格化を通して規制するべきであると考えております。
iii. 認定事業者の責任明確化		
61	該当箇所) 4. iii. (意見内容) 「ガイドライン等において認定事業者と委託先間の契約に含める事項（定期報告体制、再委託時の認定事業者の事前同意等）を定める」とあるが、既に運転開始している発電事業において委託先と契約が締結されている場合には、かかる締結済み契約の変更までが求められるものではないことを、当該ガイドライン等に明記すべき。 (理由) 締結済み契約の変更まで必要となると、影響が非常に広範に及ぶ一方で、本提案にあるとおり、法文のレベルで「委託先や再委託先に対する監督義務」を課するのであれば、契約変更まで求めなくても足りる（当該監督義務を履行する上で、契約変更まで必要かどうかは、各認定事業者の合理的な判断に委ねれば足りる）と考えられるため。	ご意見を踏まえ、詳細な制度を検討してまいります。
62	該当箇所P15, 事業譲渡の際の手続き強化10行目 このため、事業譲渡の変更認定にあたって、関係法令に違反しているなど認定基準に違反している案件については、変更認定を認めないとするなど、厳格な対応を行う必要がある。意見内容「関係法令に違反しているなど認定基準に違反している案件については、変更に認定にあたっては、変更にあたって違反が解消される等、厳格な対応を行う必要がある。」とする。理由変更認定（事業譲渡）によって、違反が解消されるケースが想定できる。違反のいまま当該事業者に放置されるより、譲渡により違反が解消され運転が開始されることが望ましい。	認定基準に違反している場合は、認定取消し事由に該当するため、再エネ特措法においては、改善命令等の処分によって当該認定事業者の自主的な改善を求めていくことが原則的な考え方となります。 なお、ご指摘のように「違反が解消される等」とした場合には、違反が解消されない場合も含まれうるため、厳格な対応ではなくなってしまうものと考えております。
63	4. iii. (意見内容) 「ガイドライン等において認定事業者と委託先間の契約に含めるべき事項」とあるが、仮にこれを定めるとしても、ここで「認定事業者と委託先間の契約」は、「認定事業者と委託先間で締結される、認定計画に定める発電事業を委託する契約」に改めるべき。 その上で、具体的にどういった契約が規制対象の委託契約に含まれるのか、ガイドライン等で明確にすべき。 (理由) 単に「認定事業者と委託先間の契約」だけでは、会計事務の委託契約や、その他の発電事業と関わりの薄い業務又は軽微な業務の委託契約まで、およそ認定事業者が締結する全ての委託契約が範疇に入ってきてしまい、そのすべてにガイドライン等で定められる「契約に含めるべき事項」を規定させることは、当該契約の趣旨・目的に照らし過剰又は不適切な要請となり、実務上受け入れられない可能性がある。本提案の趣旨（発電事業者が負う認定計画遵守義務の実効化を図るものと理解）を踏まえれば、上記意見内容のとおり「委託契約」の範囲を限定し、明確化すべきと考えられる。 また、中間とりまとめ（案）では、「再エネ発電設備自体が地方に所在する場合において、認定事業者が地方の地元企業に対して発電事業を委託する場合」が例として挙げられているが、発電設備の建設工事を第三者に発注する場合の工事請負契約（いわゆるEPC契約）や、発電設備の維持・管理を第三者に委託する場合の業務委託契約（いわゆるO&M契約）などが、規制対象の委託契約に含まれるのか必ずしも明らかでなく、認定事業者の予見可能性の観点で問題がある。したがって、具体的にどういった契約が規制対象の委託契約に含まれるのか、ガイドライン等で明らかにして頂きたい。	いただいたご意見も参考にしながら、詳細な内容を検討してまいります。

64	4. iii. （意見内容） ガイドライン等において認定事業者と委託先間の契約に含めるべき事項を定めることに反対である。仮に定めるとしても、各事項を定めるべき契約は、契約の性質や内容に応じて限定すべきである。 （理由） 仮に委託先等への監督義務を課すとしても、委託する業務の内容・範囲は、発電事業の中核的業務から形式的・軽微な業務まで様々なものがあるし、委託する業務の態様も、長期に定期的・継続的な行為を委託するものから一回的な行為を委託するものまで様々なものがあり、委託契約に規定すべき事項を一律に定めるのは適切ではない。認定事業者に対し、委託先等への監督義務を課し、その違反の責任を問うものとするれば、認定事業者は違反や責任が生じないように適切な内容を規定するはずであるから、その必要もないはずである。	とりまとめ（案）中15頁35行から16頁5行までに記載のとおり、委託先・再委託先も認定基準や認定計画を遵守するよう、認定事業者に委託先や再委託先に対する監督義務を課すこととする想定です。当該監督義務の遵守状況の判断は総合考慮の下行われることとなる想定ですが、認定事業者としてはどのような行動をとれば監督義務を遵守したこととなるかが一定程度予測できるよう、監督義務の一履行手段として契約に盛り込むことが考え得る契約項目などをガイドライン等において例示することを想定しております。
5.総論		
65	・ 4 ページの脚注 5 の 1 行目「法律名を・・・（盛土規制法）とし」について：「（盛土規制法）」は法律名ではない。・ 1 4 ページの図 5 も本文で引用したほうがよい。・ 4 ページの 1 8 行目「あたって」と、1 2 ページの 4 行目「当たって」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。	ご意見を踏まえ、とりまとめ（案）中の記載を修正させていただきます。
66	今回の内容の導入タイミングと、対象とされる案件（事業認定の取得時期、事業認定の有無等）についてご教示ください。また制度化前に開発を開始している案件は除外されるという理解でよいでしょうか。	今回とりまとめ（案）に記載されている内容については、今後必要に応じてさらなる検討を実施し、準備が整い次第開始される予定です。制度前に事業を開始している案件であっても、個別の制度的措置の内容によって適用されます。
67	風力は、洋上（公募/港湾/その他）/陸上、小型/大型などの分類はなく、全て一律の対応となるのでしょうか。	ご理解の通りです。
68	> 記載が無かった事についての意見 再生可能エネルギーの事務に関しては、ちゃんと法人番号の利活用を行うようにされたい（事業者が法人である場合。）。 電子的に取引がされる市場等も関係する事務であるはずであるが、ここで、事業者についての情報の確認を確実化・容易化するためには、事業者についての情報として会社番号がすぐに分かる事が重要であるはずである。 再生可能エネルギー事業分野全体での公正化・効率化が行われる事は、社会全体にとって望ましいものであるが、各種の申請・届出においては法人である事業者には会社法人の記載を行わせるようにされたい（既に会社番号と紐付く別番号体系の番号が発番・使用されている場合については必ずしも必要ではないが。）。 （国民としては、あった方が絶対に良いはずの会社番号の記載が各種の申請・届出において存在しない場合が多い事について、不適切と思わざるを得ないが、確実化・公正化・効率化は重要であるので、法人番号の記載は行わせるようにしていただきたい。） 意見は以上である。	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく認定申請時には法人番号の記載を求めています。 ご指摘も踏まえながら、再エネの適正な導入及び管理に向けた取組を進めてまいります。